

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月21日

京都市人事委員会委員長 松井珍男子

京都市人事委員会規則第4号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(45) 財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

附 則

この規則は、財団法人京都文化交流コンベンションビューロー設立の日から施行する。

(京都市人事委員会事務局調査課)